

「アンケートで考える#子どもの権利条約 (インターネット調査)」報告書

公益社団法人 全国私立保育連盟 調査部

はじめに

子どもを取り巻く環境はますます厳しくなっている。2023年4月、『日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神』に則り、子どもの福祉と権利を保護し促進することを目的として、「こども基本法」が施行された。この条約は「子どもの権利条約」とも呼ばれ、1989年に国連総会で採択され、日本では1990年に署名、1994年に承認されたが、日本国内ではこの権利条約はあまり知られていない。保育や教育の専門職でさえ、子どもの権利に関する知識が不足していると指摘される研究もあり、この認識の欠如が保育現場の問題となっている。

近年、「不適切保育」という言葉が世間を騒がせている。令和4年12月にこども家庭庁は、虐待等への対応について改めて周知を図り、保育施設における虐待の実態や通報があった場合の自治体等の対応や体制についての全国的な調査を実施した。この調査で「不適切な保育」については、虐待等と同義に厳密に考え0件と報告した保育所もある一方で、少しでも気になる事例を報告した保育所もあった。このような事例が、保育現場において過度な萎縮を引き起こす恐れがある。

現在も、「子どもには厳しいしつけが必要だ」という古い保育観が根強く残っており、「子ども一人一人を尊厳ある存在として捉え、それぞれの個性と気持ちを尊重しながら日々保育をする」という保育観は不足している。また、「子どものため」という名目であっても、行き過ぎた指導が子どもに心理的負担を与えたり、子どもへの親しみを表しているつもりでの行為が虐待と感じられたりすることもある。

子どもの権利を守るためには、保育者や関連する全ての人々が子どもの権利についての理解を深め、適切な対応を心がけることが必要である。これは、子どもたちが健全な環境で成長するための基礎を作ることに他ならない。全私保連国際委員会編著の『コミックで発信☆保育に活かす子どもの権利条約』に示された漫画は、日常の保育現場で起こり得る様々な状況において、子どもたちの声がどのように見過ごされがちであるか、また保育者がどのように対応すべきかの具体的な例を提供している。



今回のアンケートでは、これらの漫画の場面に関連した質問を通じて、保育現場での子どもの権利の理解と尊重の実態を探った。特に、子どもの意見や感情が保育のプロセスにどれだけ取り入れられているか、また保育者がこれらの権利をどのように保障しているかが調査の焦点であった。調査結果からは、まだ多くの改善が必要であることが示されている。子どもの権利が実際に保障されているかどうかは、日々の保育の質に直結する。保育者には、子どもたち一人一人の声に耳を傾け、それぞれのニーズに応じた対応をすることが求められる。また、保育施設内での情報共有の充実や、子どもたちが直面する問題に対する迅速かつ適切な対応も、子どもの権利を保護する上で重要である。

子どもたちが安全で、刺激的かつ支援的な環境で成長できるようにするために、教育者や保育者がこれらの課題にどう取り組むかが、今後の保育の質を左右する。この調査が、全国の保育施設での対話と改善のきっかけになることを願う。

「アンケートで考える#子どもの権利条約(インターネット調査)」 単純集計

[Q1] あなたの所属する地域組織を教えてください。(n=1448)

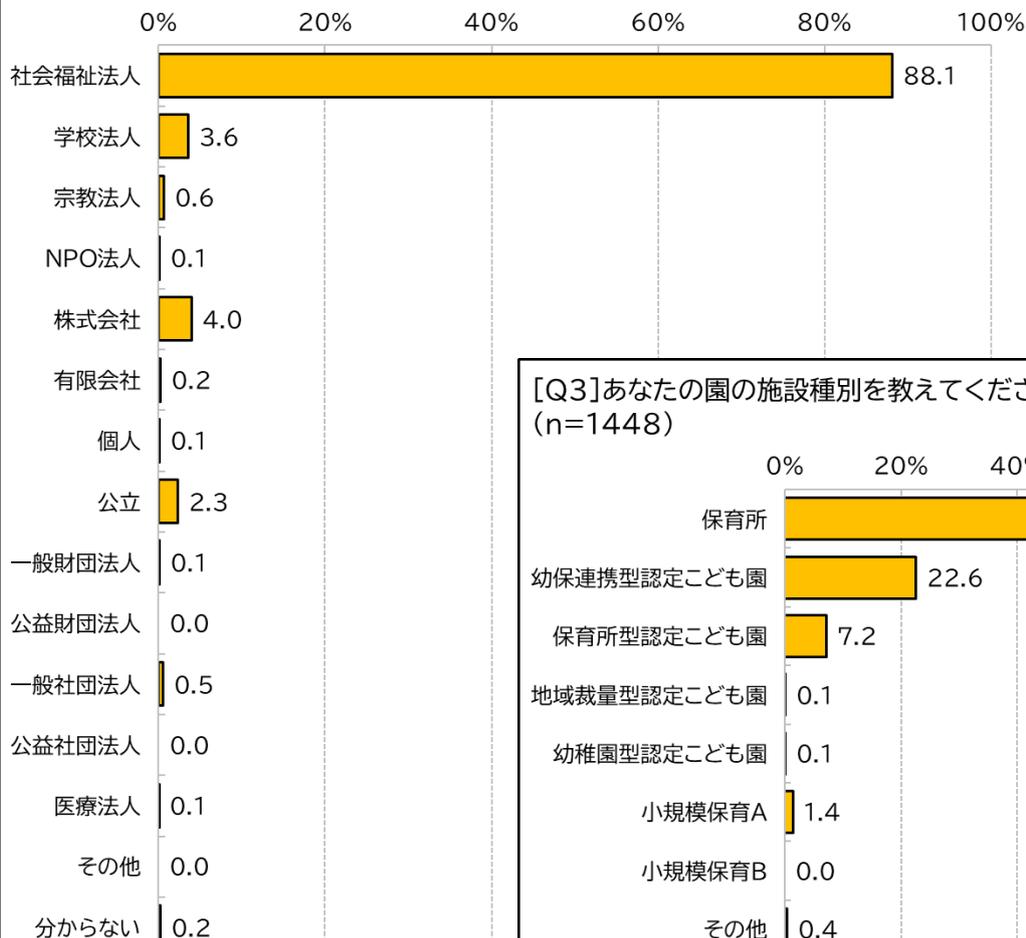
組織名	回答数	組織名	回答数	組織名	回答数
札幌市	15	石川県	1	岡山県	6
釧路市	0	福井県	1	広島市	8
帯広	0	岐阜県	75	広島県	8
北見	1	名古屋	27	徳島県	176
青森県	0	愛知県	43	高知県	1
岩手県	4	三重県	8	北九州市	109
秋田県	32	滋賀県	8	福岡市	128
山形県	25	京都市	40	福岡県	53
茨城県	6	京都府	22	長崎県	169
栃木県	3	大阪市	114	熊本県	123
群馬県	3	神戸市	31	熊本市	23
埼玉県	4	兵庫県	6	大分県	4
千葉県	7	姫路市	0	宮崎県	34
千葉市	36	西宮市	1	鹿児島県	5
東京都	22	奈良県	8	鹿児島市	1
横浜市	9	和歌山	3	沖縄県	13
静岡県	5	鳥取県	1	個人会員	0
富山県	4	島根県	2	その他	20

<調査項目・回答項目の省略について>

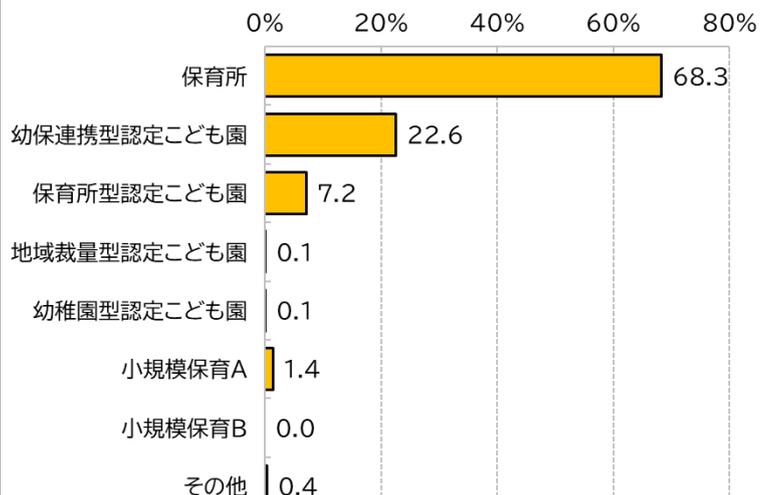
今後の考察における図やグラフ等において、各設問の調査項目や回答項目を紙面の都合上、省略している箇所があります。それらの部分については最終頁の調査項目をご参照ください。

またグラフ上の数値は概算値(四捨五入)を用いているため、合計値が100にならない場合があります。

[Q2] あなたの施設を運営する法人の法人格を教えてください。(%)
(n=1448)

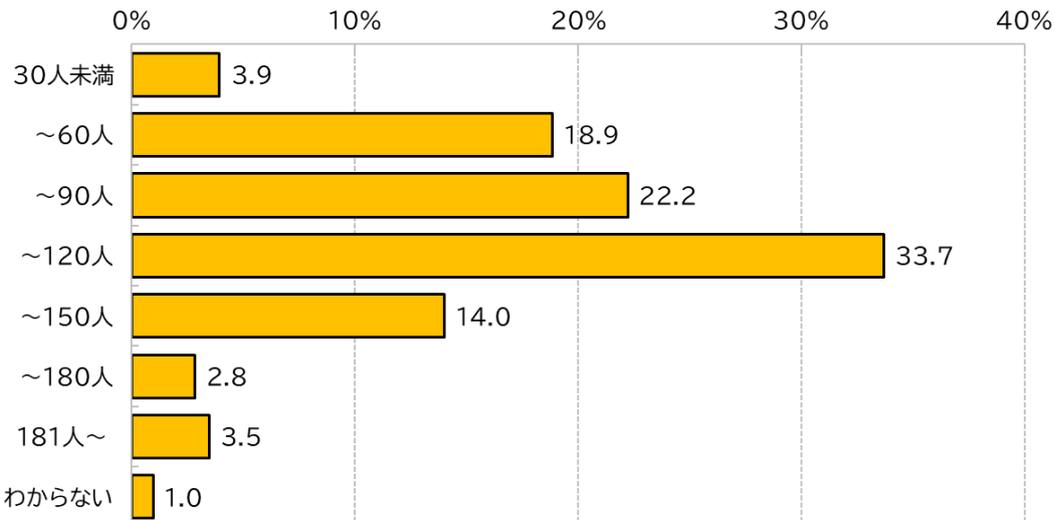


[Q3] あなたの園の施設種別を教えてください。(%)
(n=1448)

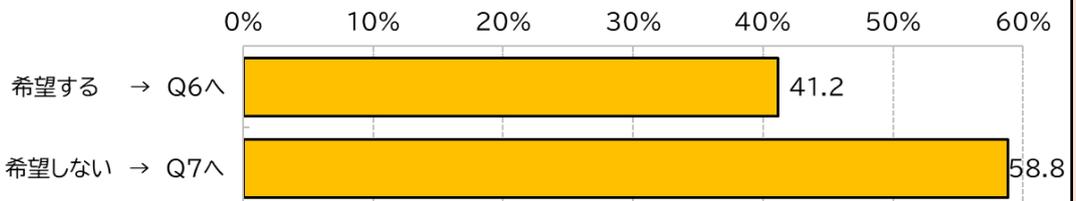


[Q4]あなたの所属する園の定員を教えてください。(%)

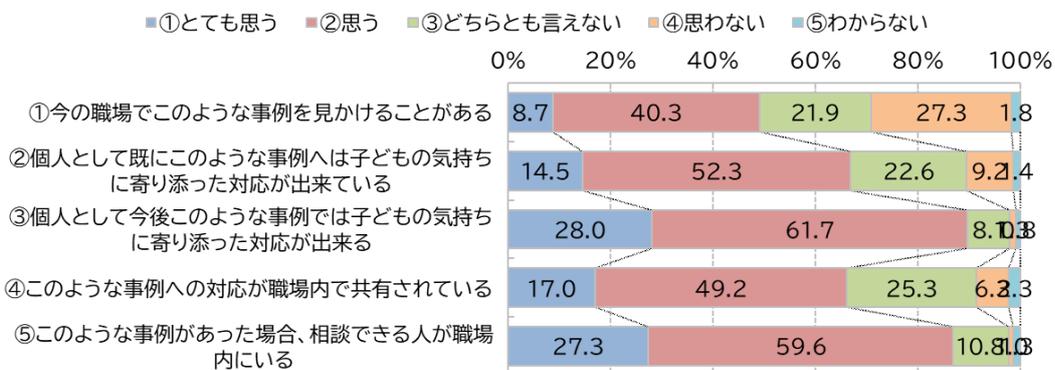
(n=1448)



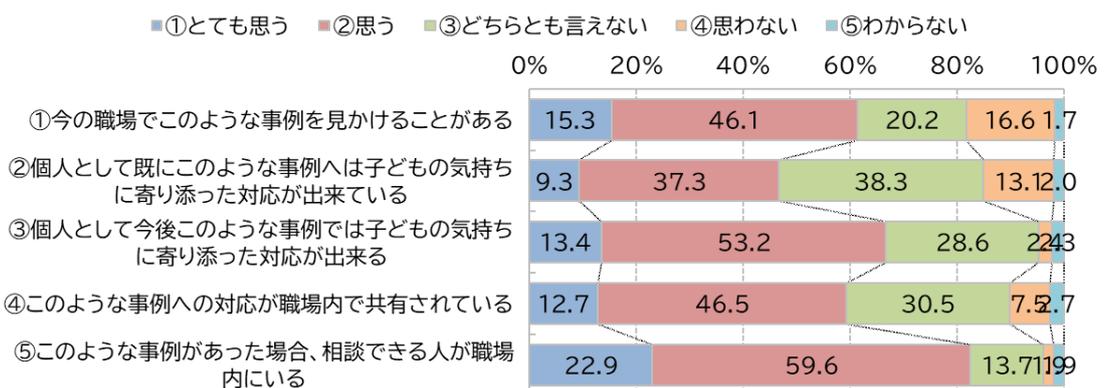
[Q5]今回のアンケート結果について、施設単位での集計を希望しますか？(%) (n=1448)



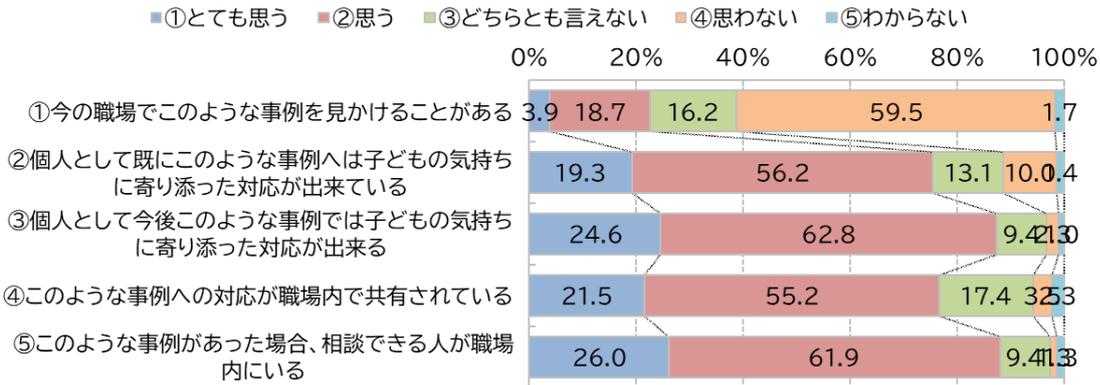
[Q7]上の『積み木で・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



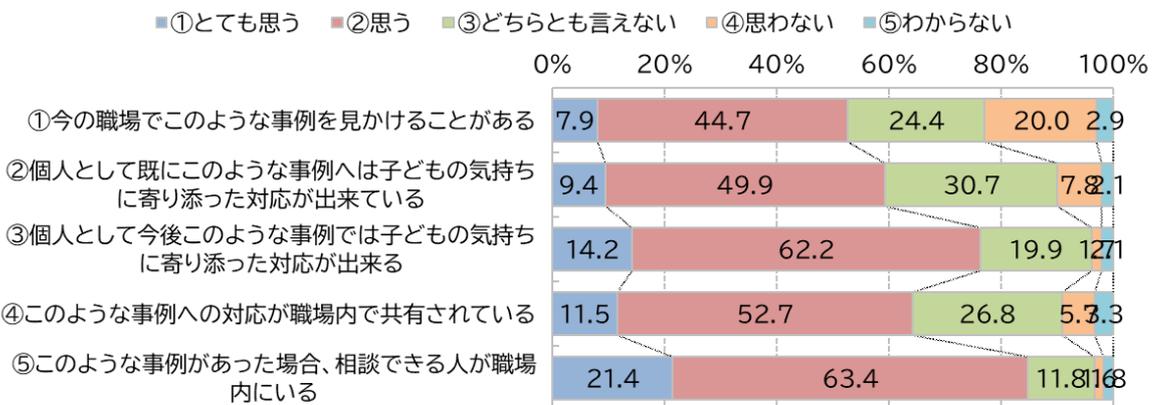
[Q8]上の『はい おかたづけ・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



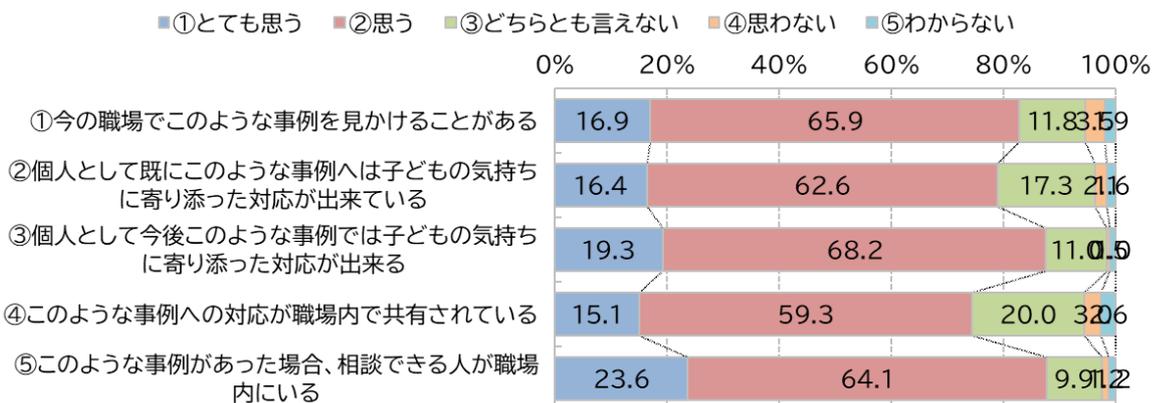
[Q9]上の『ポカリ・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



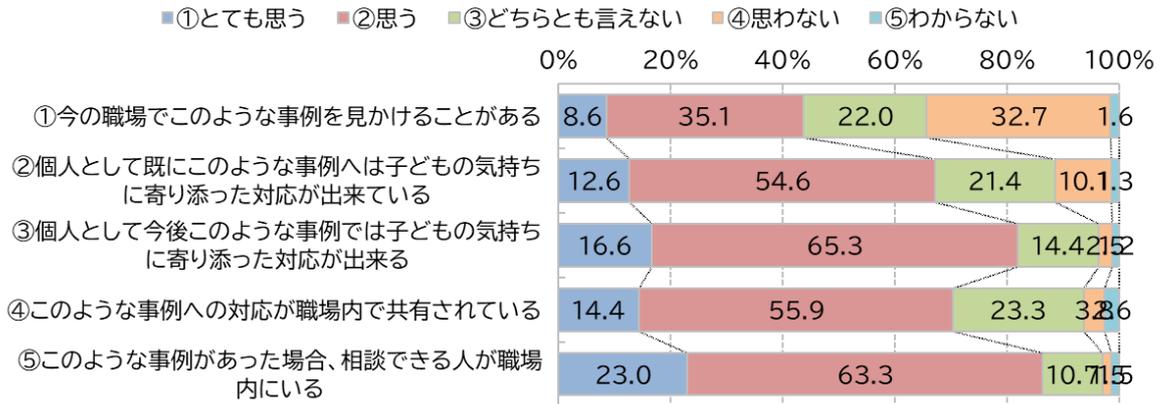
[Q10]上の『おべんとう・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



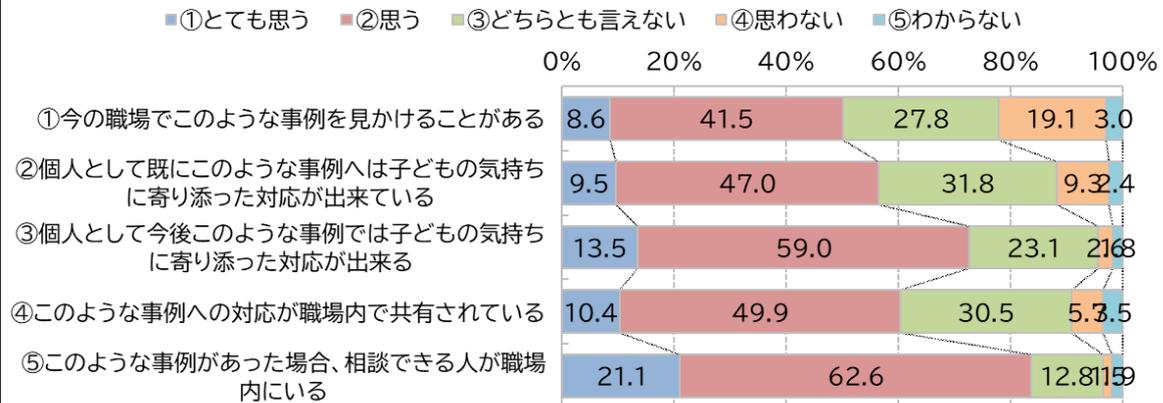
[Q11]上の『そろそろ・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



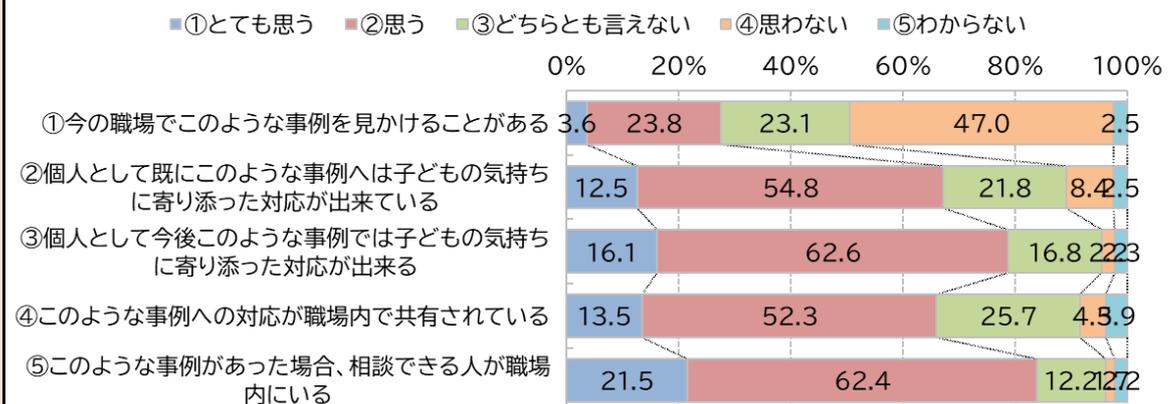
[Q12]上の『ある日のこと・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



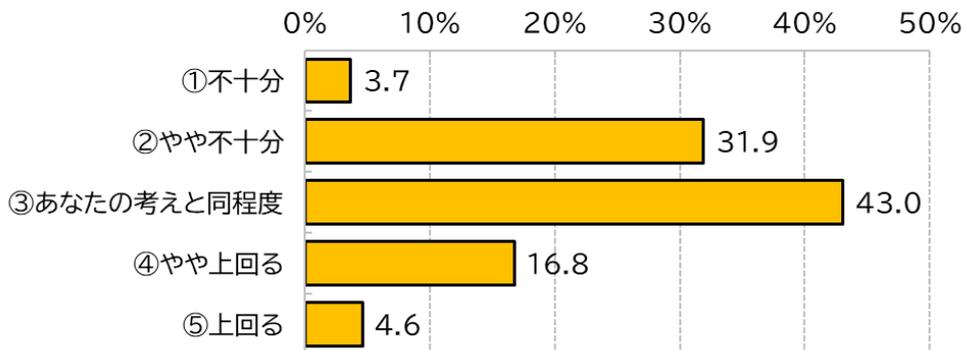
[Q13]上の『その草むら・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



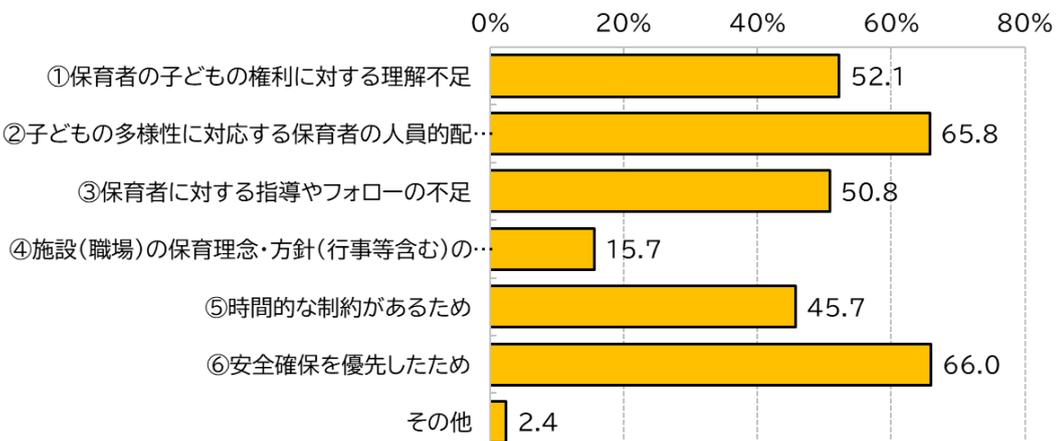
[Q14]上の『ハーイ・・・』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。(%)



[Q15]前問までの8つの事例で回答したあなたの考える『子どもの気持ちに寄り添った対応』を基準とした場合、あなたの職場における現状をお答えください。(%)
(n=1448)

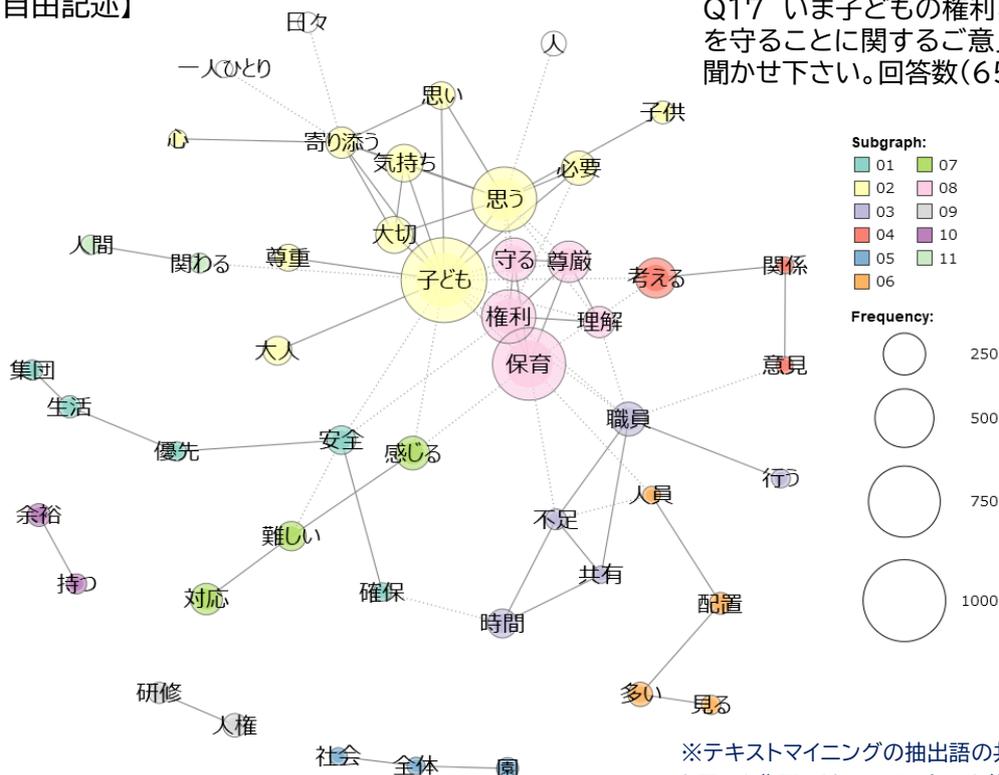


[Q16]保育において子どもの権利が保障されない事例が起こる場合、その要因として考えられるものをお選び下さい。(複数回答可)(%)
(n=1448)



【自由記述】

Q17 いま子どもの権利と尊厳を守ることに regarding your opinion. Answer count (654)



※テキストマイニングの抽出語の共起ネットワーク作図にはKH Coderを使用。

「アンケートで考える#子どもの権利条約(インターネット調査)」

結果概要

調査結果の分析、考察については調査部内で担当者を決め、なるべく多くの視点から全体像を把握できるように努めた。今回の調査から見えてきた5つの考察と12のコラムを掲載順に紹介する。

単純集計	P. 2
ガイダンス	P. 8
コラム① 保育における配慮と子どもの気持ち	P. 9
コラム② Q7 保育士の手、クレーンのようにいませんか？	P.10
コラム③ Q8 自分で決める権利、大人の説明責任	P.10
コラム④ Q9 子どもの気持ち	P.11
コラム⑤ Q10 すべり台は“お山”	P.11
コラム⑥ Q11 子どもの思い	P.12
コラム⑦ Q12 「もう貸したげない！」	P.13
コラム⑧ Q13 「散歩、つままないなー！」から「散歩はたのしいなー！」へ	P.13
コラム⑨ Q14 子どもたちにとって、行事って何？！	P.14
コラム⑩ 子どもの視点で保育	P.14
考察① 事例 Q7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14 について	P.15
考察② Q15 「子どもの気持ちに寄り添った対応」についての現状（定員別）	P.17
コラム⑪ 子どもの気持ちに寄り添うとは	P.17
考察③ Q16 子どもの権利が保障されない場合の要因（定員別）	P.18
コラム⑫ 一人ひとりの人権を尊重すること	P.18
考察④ Q16 「子どもの気持ちに寄り添った対応」についての現状とその要因	P.19
考察⑤ Q17 自由記述の“子どもの権利条約”と自由記述紹介	P.20
まとめ アンケートで考える#子どもの権利条約の調査結果について	P.22
参考 読んでみよう！「子どもの権利条約」第1-40条	P.24

調査内容:本調査報告書に添付した「調査票」に基づくインターネット調査

調査対象:会員園により1施設1回答

調査期間:調査期間:令和6年8月1日～8月31日

ガイダンス

○子どもの権利条約

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちが安全で安心して生活するために定められた国際的な合意であり、日本を含む批准国の政府に実施を求める法的拘束力のある国際法である。18歳未満の児童を権利をもつ主体と位置づけ、人権を認めている。成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている特徴がある。

(「虐待等」と「虐待等と疑われる事案(不適切な保育)」の概念図)

子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり



1. 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

2. 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。

3. 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

4. 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

○こども基本法

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

○虐待の事例 (ガイドラインより)

1. 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

2. 性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

3. ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

4. 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV)、きょうだいに虐待行為を行う など

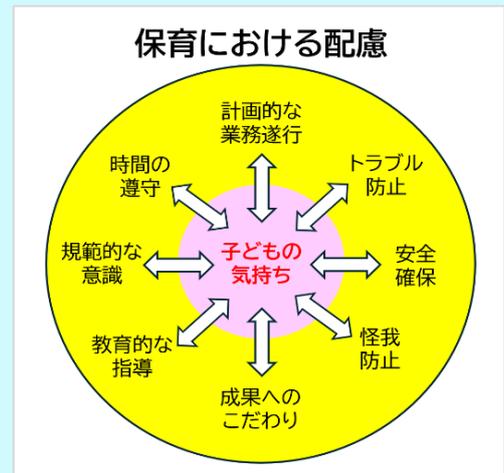
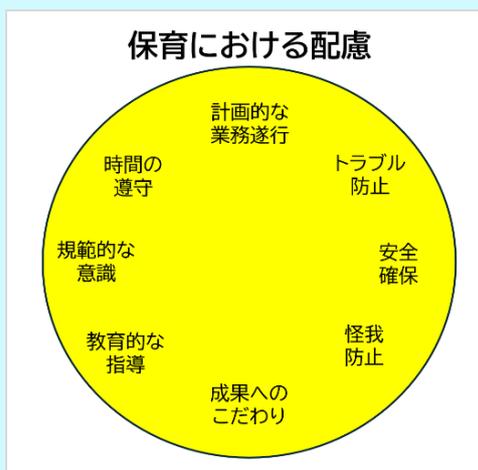
〇「よくないと考えられる関わり」の5つのカテゴリー（チェックリストより）

1. 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
2. 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
3. 罰を与える・乱暴なかかわり
4. 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
5. 差別的なかかわり

コラム① 保育における配慮と子どもの気持ち

今回の調査で取り上げた8つの事例のうち、『そろそろ片付け』以外の7事例は保育の好事例とは言えないかもしれませんが。このような経験を重ね、振り返りながら保育者は保育者として成長していくもののだと思いますが、ここで保育者がなぜそうになってしまうかの原因を改めて考えてみます。下図左に挙げた保育における配慮は一般的には業務上、当然考慮されるべき内容で何ら違和感はありません。

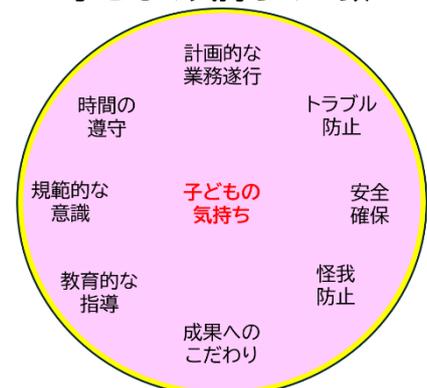
しかし保育においては常に子どもが真ん中に存在します。そのような視点から今回の調査で取り上げた事例について子どもの気持ちを中心に置き、同じ図(下図右)をみると先ほどまでの『配慮』は『子どもの気持ち』と対立構造になっていたことに気がつくります。



日々の振り返りや、事例に多く触れることにより、保育者はこの対立構造の矢印を出来るだけ小さくし、理想としては保育者の配慮と子どもの気持ちが一致するイメージで(『そろそろ片付け』の事例のような)保育が行われることが質の向上につながっており、そこには保育者の努力だけではなく園長等の保育施設管理者による環境構築や保護者理解の働きかけも不可欠です。

保育者の配慮と子どもの気持ちが一体的に行われている保育は子どもにとっても、保育者にとっても心地良い(ウェルビーイング)ものであり、その状況に近づくことで保育の『魅力』や『やりがい』も増してくるのではないかと思います。

保育における配慮と子どもの気持ちの一致



コラム② Q7 保育士の手、クレーンのようにいませんか？

集団生活の場である園生活で、別の玩具を持ったまま違うコーナーの遊びに入ろうとしたり、子ども達があまりに密になりすぎたりしている場面などに遭遇すると、子どもの思いや活動の継続よりも、こちらで活動して欲しいという保育者の思いが強すぎて、事例のように後ろから突然クレーンのように子どもを吊り上げたことがあるかもしれません。アンケートから49%の人が職場で見かけたことがあると回答しています。しかし近年は子どもの権利について学ぶ機会も増え、職場内でも「このような場合への対応について共有されていないと思う」のは10%未満となっており、更には今後は子どもの気持ちに寄り添った対応が出来ると約98%の人が回答しています。更にQ16とのクロスより、このような場面で「子どもの権利が保障されない事例が起こる要因は何か」という問いでは、「保育者の子どもの権利に対する理解不足」という回答が最も多く、保育という専門性の中で、子どもの最善の利益と共に子どもの意見表明権が大切にされてきていると強く感じました。



イラスト・うつろあきこ

コラム③ Q8 自分で決める権利、大人の説明責任

保育にねらいや計画があることは大切です。そして時代が時代ですから、その人・物・場の環境によってはリスク回避のため、安全で問題の起こりにくい保育内容に偏りがちなのも、妥当なことかもしれません。とはいえ、あまりに日々管理された制約的、想定外を認めない保育は子どもから考える力や、やってみようとする力を奪ってしまう結果になることも、ほとんどの良識ある保育者は本能的に気付いていると思います。

4コマ目の保育者のような対話的な保育で子どもの自由な姿を引き出していくためには、保育者の資質や正しい子ども理解がもちろん不可欠ですが、それを支える管理者や(できれば)保護者も近い目線で子どもを理解することが大切です。…そしてこのような対応を理想論や絵に描いた餅で終わらせないためには、なにより余裕のある保育環境であることが不可欠ですね。子どもにも、保育者にも優しい社会であることが切に望まれます。



イラスト・うつろあきこ

コラム④ Q9 子どもの気持ち

この子の背景は別として、今回の行為に対して保育者は感情のままに叱り、その子が従ったことまで叱責しています。このようなことは不適切保育であると感じます。でも、2コマ目の保育者のセリフから、常態的に起きている暴力行為であるとうかがえます。

どうして叩いてしまったのか、その子の気持ちを聞くこと、特性をよく理解することが必要ですね。そしてその理解は個からクラスへと展開し、どの子も周囲から愛されるようなウェルビーイングの状態を目指していくことが理想であるでしょう。そのためには、保育者のウェルビーイングの向上も必要です。

きっとこの保育者は、一生懸命に重責を一人で担っている最中なのだろうと想像します。個人としては限界がある、だからチームではあるけれど…。そのような現場の心情が回答結果では、個人として対応ができる割合と比較し、対応方法が職場内で共有されているかの割合が低下していることにつながっているのではないのでしょうか。組織としてのサポート体制の充実が求められます。



イラスト・うつろあきこ

コラム⑤ Q10 すべり台は“お山”

子どもたちはユニークで自由な感性を持っていますよね。「おもちゃを買ってきたけど、そういう遊び方じゃないんだけどな…まあ楽しそうならいいか」。そんな思い出、保育者のみならず保護者にもあるのではないのでしょうか。ある意味、子どもは大人の想像を超え裏切る特性を持っているとも言えますよね。この子もすべり台をお山に見立てる想像力の高さから、ピクニック気分で楽しんでいたのでしょう。そして3コマ目の保育者の注意により、楽しい気分ではなくなっていました。

集団生活の場だとトラブルは未然に防ぐことも重要です。遊具の正しい使い方を教えることも大事な教育とも言えます。どれもが正解でありながら、「こどもまんなか」に考えるならどうすればいいか、保育者は4コマ目で自身を振り返っていることが素晴らしいと率直に思いました。

日々の保育に追われながらも、心に引っかかった瞬間を忘れず、より良い保育の工夫を求めていく姿勢が、子どものユニークな発想を見つけ、くみ取る保育者へと成長を遂げていくのだと信じます。この場面の翌日の保育者と子どもはどんなやり取りをするだろうと嬉しく想像してしまいました。



イラスト・鳥居雅美

コラム⑥ Q11 子どもの思い

保育の現場では、子どもが遊びを通じて学び、成長していく中で、片付けを促す場面がよくありますね。しかし、大人としては「片付けてほしい」という気持ちがある一方で、子どもの権利と自主性を尊重することも大切です。

子どもの権利には「遊びや学びを通して自由に表現すること」や「自分で考えて行動すること」が含まれます。保育者が片付けを指示する際、子どもが自分の意思で片付けに取り組めるように、楽しい雰囲気やゲーム形式で誘導することも効果的です。たとえば、「おもちゃをお家に帰してあげよう」「誰が一番早く片付けられるかな？」などの声かけを通じて、片付け自体が遊びの延長になると良いですね。

Q11 の事例は、保育者としての気持ちを尊重しつつ、子どもが遊びを通じて学べる環境を維持するには、状況や子どもの気持ちに応じて柔軟に対応することが必要であることは、保育現場で浸透しているのではないかと推察できます。今回の事例も子どもが夢中になっているとき少し時間を与えるなど、遊びの流れを途切らせる事なく子どもが納得し、気持ちよく片付けに移行できるタイミングを見計らう事例でした。このように、子どもの権利と大人の望みを調和させることで、子どもが自発的に片付けに取り組めるような環境が整っていきます。

職員間での相談や研修の重要性も表れています。こうしたアプローチを心がけることで、子どもたちは自分の気持ちが尊重されていると感じ、さらに自己表現力やコミュニケーション能力を高めていけるのではないのでしょうか。

Q11 事例についての調査結果においても、おおよそ 8 割の保育者が場面遭遇して対応していることがわかります。

数年前より不適切保育について社会的に考えさせられる事例が表出しています。

以前より意識的に保育に向き合っていることではありますが、より一層子どもの心情に寄り添う保育者の意識が強まっているのではないのでしょうか。

子どもの気持ちをくみ取ることは、保育や子育てにおいてとても大切なポイントです。子どもたちは自分の感情や思いをまだ十分に表現できないことが多いため、大人がその気持ちを敏感に感じ取って対応することで、子どもは安心して自分を表現できるようになります。

子どもの気持ちをくみ取ることは、信頼関係を築き、安心して成長できる環境を提供するためにとっても大切です。まだ自分の気持ちをうまく言葉で伝えられない子どもも多いので、大人がそのサインを察知して応えることが重要です。保育者は子どもとの距離感を図りながら関係を築いていくためにも、保育現場の職員間で事例共有をする職場環境をより良くしていく意識も比較的高く、保育者が一人で抱え込まない様な取り組みや工夫がされていると思われます。

子どもが困ったり、戸惑っている様子を見せたときは、「もしかして、こう感じてるのかな？」と声をかけてみると、子どもも自分の気持ちを表現しやすくなります。たとえば「怖かったかな?」「ここがわからないのかもね」といった共感的な声かけで、子どもは「わかってもらえている」といった不言語を読み取るスキルについても同僚や先輩保育士との共同的関わりがあればあるほど高くなると想像できるため職員間での相談や研修の重要性も表れています。こうしたアプローチを心がけることで、子どもたちは自分の気持ちが尊重されていると感じ、さらに自己表現力やコミュニケーション能力を高めていけるのではないのでしょうか。



イラスト・うつろあきこ

コラム⑦ Q12 コラム「もう貸したげない！」

おもちゃの取り合いをして、そのあげく叩いたり噛んだりすることは日常的によくある風景です。話し合いや譲り合いを提案してもこのケンカがいつまでも続く場合には、つい、おもちゃを取り上げてしまうことも多いです。

そもそもなぜ、そしていつ「モノの取り合い」は起きるのか？0歳児の赤ちゃん同士だと、さほどモノの取り合いをすることはありません。モノに対して「絶対にそれじゃないとイヤ」と執着をせず、他のおもちゃを渡されても機嫌よく遊んでくれる場合がほとんどです。その後、取り合いが生まれること自体が、子どもの「成長の現れ」です。また、子ども一人ではおきないことを考えると、モノの取り合いは「人との関わり」を学ぶ良き機会でもあります。

子どもの権利条約には、差別の禁止、子供の意見の尊重がうたわれています。つい、「〇〇ちゃんが先に遊んでいたもの」「いつも〇〇ちゃんが遊んでいる物」「一緒に遊びなさい」などとその場限りの指示をしてしまいがちですが、前後の流れを確認する、両者の思いを大切にす、不平等にならないようにするなど、話し合いや譲り合いをして「納得できる」方向性を考えたいと思います。

また、トラブルを減らすためには、豊かな物的環境を整えていくことも必要です。おもちゃの個数、部屋のスペースの余裕、あるいは他にどのような保育用品があるか、それらの置き方の工夫はどうかなど、『環境構成のあり方』にも注意したいです。こうした点を抑えながら、保育の中では「モノの取り合い」が決してダメなものではなく、子どもたちがより豊かな人間関係を学ぶチャンスと捉えていきたいと思います。

コラム⑧ Q13「散歩、つままないなー！」から「散歩はたのしいなー！」へ

保育者として子どもの安全は何よりも重要な事です。しかしそればかりに気を取られて、子どもの体験が疎かにされていることはないでしょうか。アンケートから、“職場でこのような事例を見かけることがある”50.1%と半数に上り、“対応が職場内で共有されている”60.3%としつつも“現状として寄り添った対応が出来ている”のは56.5%と低い水準にとどまっています。Q16とのクロスより、子どもの気持ちに寄り添いたい反面、安全確保を優先したためという難しい判断となったようです。それと共に子どもの多様性に対応する保育者の人力的配置不足という面もありますが、このような事例があった場合に“相談できる人が職場内にいる”83.7%にもものぼることは心強く感じました。

子ども達の活動や気持ちは日々刻々と変化していきます。それぞれの場面に応じて臨機応変な対応が求められる保育者という仕事に誇りを持ち、悩みながらも相談し合い保育を高めていきたいものです。



イラスト・うつろあきこ



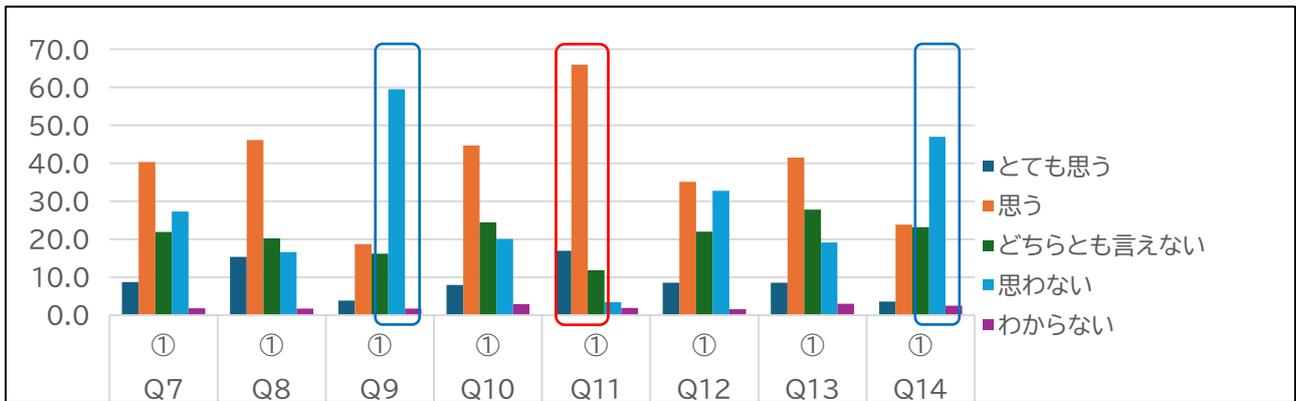
イラスト・うつろあきこ

考察① 事例 Q7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14 について

各事例についての回答を、設問ごとにまとめて表示した。

Q7. 『積み木で…』	「こっちで遊びなさい」
Q8. 『はい。おかたづけ…』	「いそいで片付けてください」
Q9. 『ポカリ…』	「いうこと聞かないなら出ていきなさい」
Q10. 『おべんとう…』	「ここは滑り台。すべる所よ！！」
Q11. 『そろそろ…』	「そろそろ片づけようか？」
Q12. 『ある日のこと…』	「仲良くしないならおもちゃなし！！」
Q13. 『そこの草むら…』	「ぬれてるから行かないようにね！」
Q14. 『ハイ…』	「ちゃんとできないと遊べないよ！！」

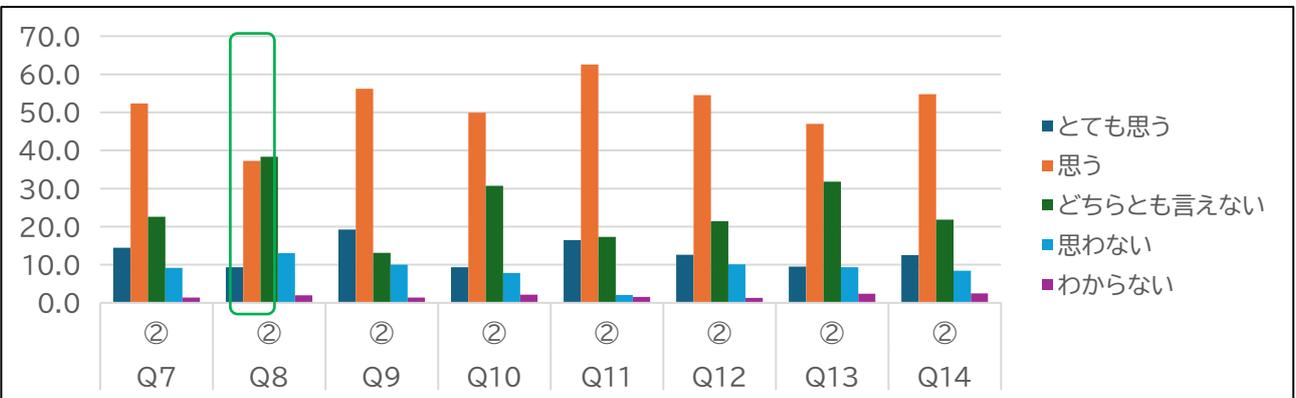
① 今の職場でこのような事例を見かけることがある



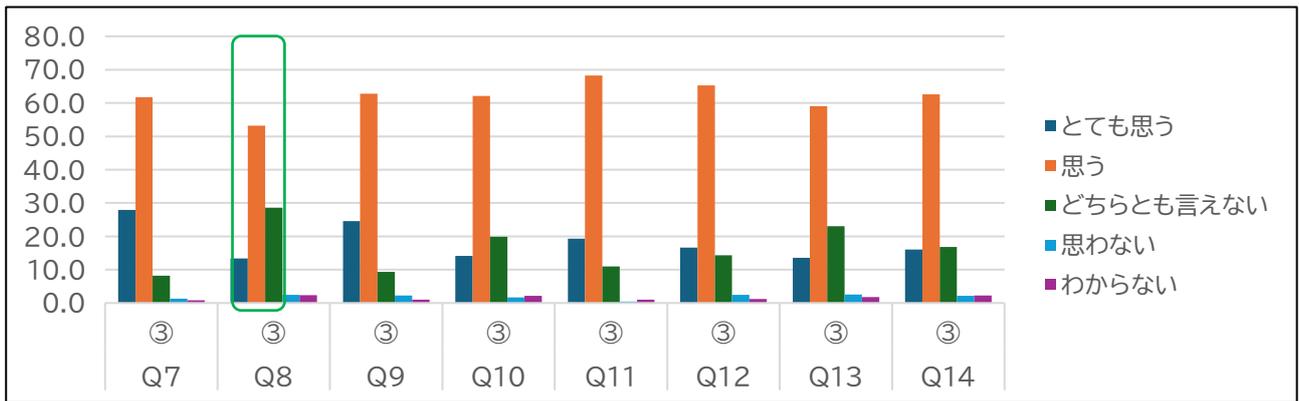
Q11 の事例については、職場において82.2%が、片付けの際には「そろそろ」と子どもの気持ちを考えて声掛けをしていると回答(赤枠)した。一方、Q8,10,13の事例のような制約や指示はまだ多く見られていた。

Q9「でていきなさい!」、Q14 の行事保育については、事例を見かけると「思わない」とする回答が多かった(青枠)。昔はもっと行われていたかもしれないが、不適切保育や子どものための保育が言われるようになり減ってきていると思われる。

② 個人として既にこのような事例へは子どもの気持ちに寄り添った対応が出来ている

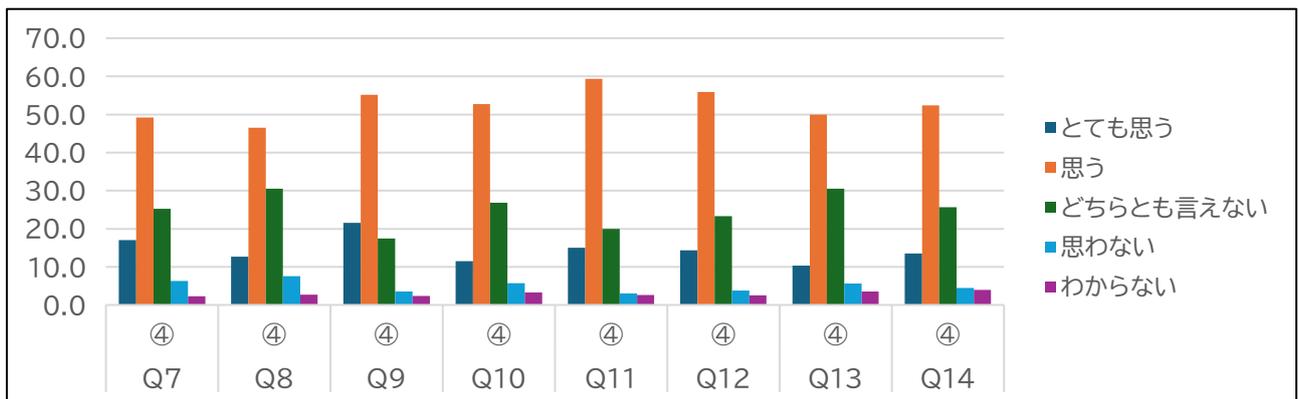


③ 個人として今後このような事例では子どもの気持ちに寄り添った対応が出来る

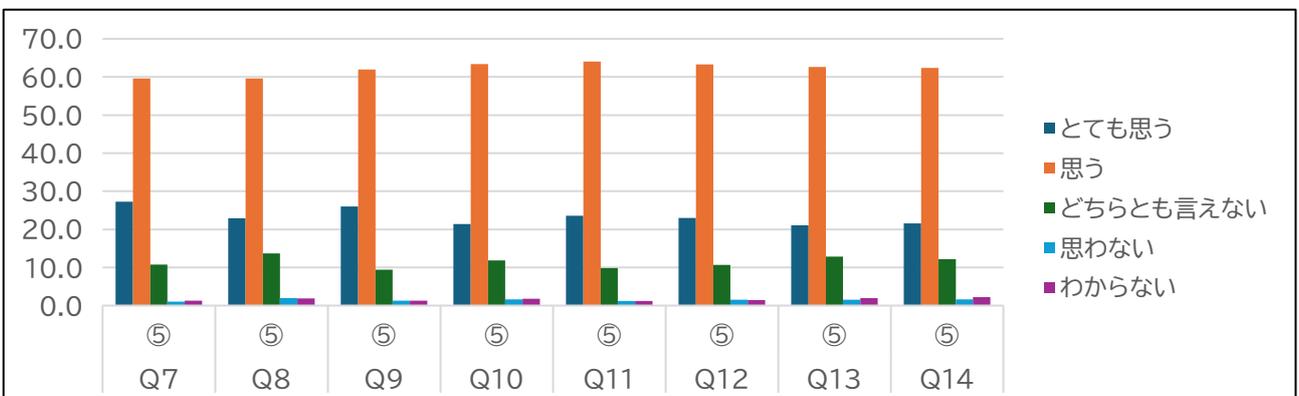


既に子どもの気持ちに寄り添った対応ができているとの回答が多かったが、Q8 の事例については、既に出来ている(とても思う・思う)とするのは比較的少なかった(緑枠)。スムーズに活動を進めようと思うと、どうしても、お片付けの時間、トイレの時間、散歩の時間と保育士の都合で動かそうとしてしまうことが多くなるが、今後出来ると思うのは66.6%に増えた(緑枠)。いずれの事例にあっても、今後もできると思わないとする割合は全て5%未満に減っており、今回の調査をきっかけに子どもの気持ちを大切にしようとする考えが広まったと期待される。

④ このような事例への対応が職場内で共有されている



⑤ このような事例があった場合、相談できる人が職場内にいる

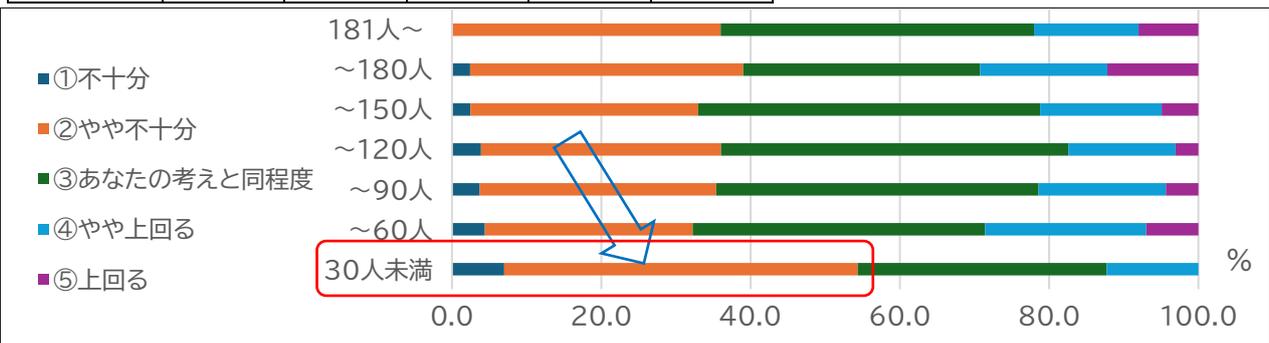


各事例について、職場内で対応が共有されている(とても思う、思う)のは、59.2%~76.7%だった。どの事例においても、8割以上が相談できる人が職場内にいると回答し、一方で、職場にいると思わない割合は、1.9%以下だった。

考察② Q15 「子どもの気持ちに寄り添った対応」についての現状（定員別）

表1	①不十分	②やや不十分	③あなたの考えと同程度	④やや上回る	⑤上回る
全体	3.7	31.9	43.0	16.8	4.6
30人未満	7.0	47.4	33.3	12.3	0.0
～60人	4.4	27.8	39.2	21.6	7.0
～90人	3.7	31.7	43.2	17.1	4.3
～120人	3.9	32.2	46.5	14.3	3.1
～150人	2.5	30.5	45.8	16.3	4.9
～180人	2.4	36.6	31.7	17.1	12.2
181人～	0.0	36.0	42.0	14.0	8.0
わからない	0.0	35.7	28.6	35.7	0.0

「子どもの気持ちに寄り添った対応」について、34.6%が不十分(①または②)と回答し、上回る(④または⑤)としたのは、21.4%に過ぎなかった。ここで、定員とクロス集計した結果を示す。定員が少ないほど不十分との割合が増えた。特に30人未満の職場では、半数以上が不十分と回答していた。(赤枠)



コラム⑪ Q15 子どもの気持ちに寄り添うとは

保育士として働く中で、子どもの気持ちに寄り添いながらも、自分の心のケアや職場環境の改善は非常に大切だと現場でも心がけています。保育現場では、次の様なポイントに焦点を当てることで、子どもにも自分にもポジティブな影響をもたらすことができるのではないのでしょうか。

・観察と共感:当園では、子どもの日々の変化を観察する機会を多く設けています。例えば、公開保育や外部の知見のある方よりアドバイスをもらう時間を設けながら、法人内で保育の振り返りを行なっています。この様な機会をとることで自分の保育の点検をおこなっています。客観的な機会の積み重ねが、中長期的に保育者の経験を深めていけると思っています。

・声かけの工夫:子どもが安心して気持ちを表現できるよう、穏やかな声での声掛けや、子どもの言葉をリピートするなどの手法が効果的と考えています。子どもの気持ちを汲み取ると言われていますが、保育者自身が心のゆとりが持てるような環境を作ることが、子どもに寄り添う事柄に通ずると思っております。

・相談しやすい環境作り:保育士が自分の悩みやストレスを気軽に話せる職場環境は、メンタルヘルスを保つ上で非常に重要です。定期的なミーティングや、チームメンバーとして振り返りを促進する場を設けるとは、そもそも、その組織が掲げる理念や考えに基づいて保育者個人も然り全体組織内で見据える方向性が定まっていることが前提とされていると思うところです。それは、保育計画や月案に紐づいていく事と考えています。

我が園の月案については独自性のものでありますが、個人の生活や遊びについて細かく記載する形式のため、自ずと子ども個々の姿を見聞きしていないと見通しを持たないと思っています。この様な蓄積から保育者間で考える時間や話し合う機会が増えます。

Q15の結果においても、おおそ「寄り添った対応」ができているとの回答値となると特に保育の質を意識している子どもの施設が多く見られるのではないのでしょうか。保育環境、いわゆる職場環境を良好にしたいと努力する姿が見られていると推察されます。

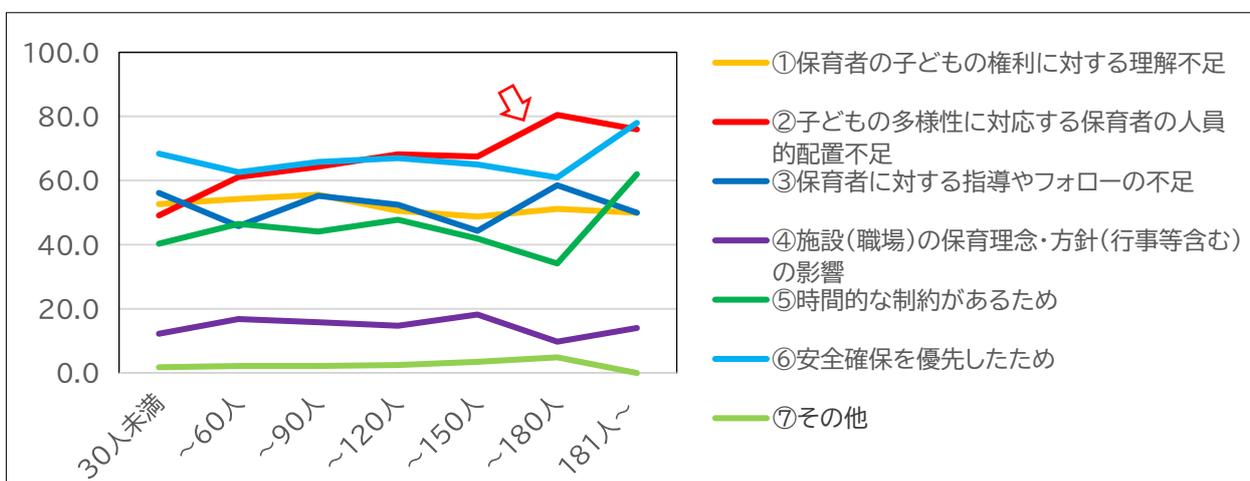
保育の質を豊かにしたいと思う願いは、保育士のみならず関わる大人の一定数が考える気持ちとするならば、組織で育ち合う環境作りが結果的に子どもの育ちに寄り添う保育に繋がっていくのだと思います。

考察③ Q16 子どもの権利が保障されない場合の要因(定員別)

子どもの権利が保障されない場合の要因は、②人員不足(赤線)と⑥安全確保(緑線)が多い。定員とクロス集計した結果は、下記のとおりである。

特に、②人員不足(赤矢印)については、定数が30人未満の時が49.1%であるのに対し、151人以上になると80.5%と回答しており、定員が多いほど人員的配置不足が影響していることが分かった。

表2	回答数	①保育者の子どもの権利に対する理解不足	②子どもの多様性に対応する保育者の人員的配置不足	③保育者に対する指導やフォローの不足	④施設(職場)の保育理念・方針(行事等含む)の影響	⑤時間的な制約があるため	⑥安全確保を優先したため	⑦その他
全体	1448	52.1	65.8	50.8	15.7	45.7	66.0	2.4
30人未満	57	52.6	49.1	56.1	12.3	40.4	68.4	1.8
~60人	273	54.2	61.2	45.8	16.8	46.5	62.6	2.2
~90人	322	55.6	64.3	55.3	15.8	44.1	65.8	2.2
~120人	488	50.6	68.2	52.5	14.8	47.7	67.0	2.5
~150人	203	48.8	67.5	44.3	18.2	41.9	65.0	3.4
~180人	41	51.2	80.5	58.5	9.8	34.1	61.0	4.9
181人~	50	50.0	76.0	50.0	14.0	62.0	78.0	0.0
わからない	14	42.9	71.4	42.9	21.4	50.0	78.6	0.0



コラム⑫ 一人一人の人権を尊重すること

子どもの思いに寄り添うことが大切、いわゆる一人一人の人権を尊重することとは、あらためて言うまでもなく、保育者は知識として認識しているでしょう。しかし、保育の現場で子どもの権利が保障されない場面を見かけることがあるのも事実です。それを考えると言葉としての認識はできているが、その言葉の意味が理解できていないのかもしれませんが。子どもたちは成長や発達、性格、興味関心も一人一人みんな違います。だからこそ、目の前にいる子ども理解ができていなければ、子どもの思いを汲み取り、関わることもできません。保育の中では常に意識を持ち、観察眼を養いながら子どもたちの目線の先にあるものは何か、今、何を考え、何を求めているのかを想像し、知ろうとする姿勢が大切だと考えます。

また、時代とともに保護者の多様なニーズや子どもの多様性に対して、保育士不足による保育者の人員的配置が難しい現状もあります。そのため、保育者は日々の保育、行事、記録等の時間的な制約やけが、事故を未然に防ぐための安全確保を優先に考えてしまいがちです。こどもまんなかであるはずなのに、心に余裕が持てず、子どもの権利という最も大切な根っこの部分を考えられなくなっているのではないのでしょうか。その結果、無意識に本来子どもたちが生まれ持った無限の可能性の芽を摘み取ってしまっているのかもしれません。子どもの権利を守ることは、命を守ることであり、豊かな育ちを保障する

ことでもあります。

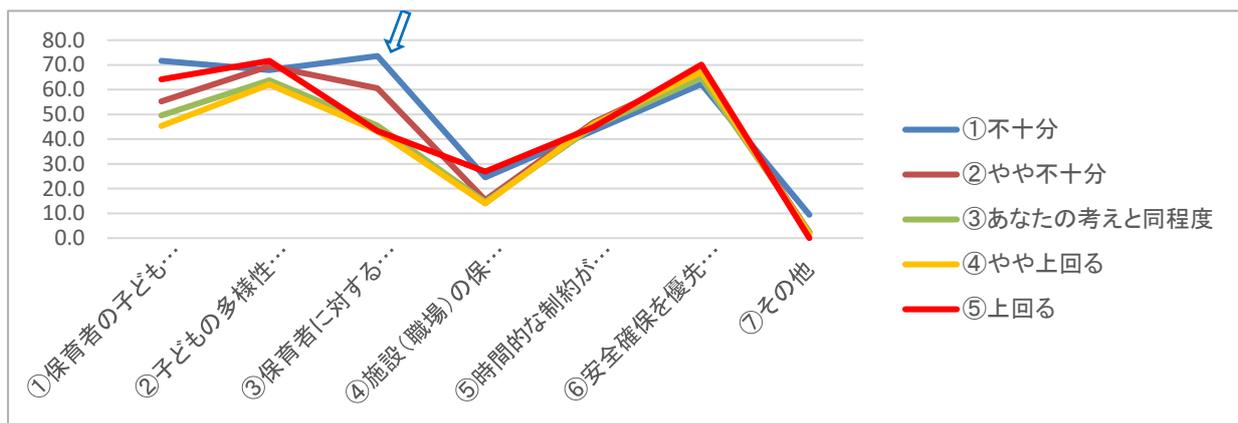
前述のアンケート結果から、ほとんどの保育者は子どもの権利が保障されない場面を見かけた場合、相談できる人がいると回答しています。言い換えれば、相談することで保育者自身が保育の振り返りを行い、様々なことに気づき成長する場があるということです。上司、先輩、同僚、友人、家族等からのサポートやアドバイス、指導などが保育者の資質、保育の質向上につながっていきます。気づきをステップに行動で示す、そうした保育者の成長が、子どもたちの豊かな育ちにも大きく影響することでしょう。

子どもたちは日々の生活や遊びの中で、たくさんのヒト・モノ・コトを関わりながら五感を磨いています。保育者は子どもたちのつづやきに傾聴し、発見とともに心動かし共感できる柔軟な人的環境であると思います。だからこそ、ウェルビーイングの発想で子どもの最善の利益を守るため、「子どもの権利」について、繰り返し保護者も交えながら、職員間で共通理解を図り、共通認識を高めていくことが重要だと考えます。

考察④ Q16 「子どもの気持ちに寄り添った対応」についての現状とその要因

ここで、子どもの権利が保障されない場合の要因とクロス集計した結果を下に示す。

表3	回答数	①保育者の子どもの権利に対する理解不足	②子どもの多様性に対応する保育者の人員的配置不足	③保育者に対する指導やフォローの不足	④施設（職場）の保育理念・方針（行事等含む）の影響	⑤時間的な制約があるため	⑥安全確保を優先したため	⑦その他
全体	1448	52.1	65.8	50.8	15.7	45.7	66.0	2.4
① 不十分	53	71.7	67.9	73.6	24.5	43.4	62.3	9.4
① やや不十分	462	55.2	69.5	60.6	15.4	46.8	67.1	2.4
② あなたの考えと同程度	623	49.6	63.7	45.4	14.6	45.1	64.7	2.4
④ やや上回る	243	45.3	62.1	43.2	14.0	46.1	67.1	1.6
⑤ 上回る	67	64.2	71.6	43.3	26.9	44.8	70.1	0.0



現状が不十分と回答した群は、①保育者の子どもの権利に対する理解不足、③保育者に対する指導やフォローの不足(青矢印)が原因と考えている割合が高かった。人員不足、時間的制約への対応はもちろんではあるが、子どもの権利について学ぶ機会、周囲からの指導やフォローが重要であることが分かった。

考察⑤ Q17 自由記述

Q17 では子どもの権利と尊厳を守ることにに関して自由にご意見を寄せていただきました。その多岐にわたる思いや熱量を正しく紹介しきことは困難ではありますが、回答者の大多数に通底しているのは、現時点で与えられている保育環境の中において、子どものためにより良い保育を展開したいという願いであることは間違いありません。

個々多様な子どもの権利を尊重する理想は理解しながらも、結果として集団保育とならざるを得ない園の環境において、要求が高度化・複雑化する社会的価値観の影響に翻弄されながらも、子どもの最善を願ってその身を削るように努力されている姿勢には現場の一保育者として心動かされますし、配置基準の厳しい現状で、解決できない壁に突き当たっている苦しい思いも伝わってきます。

また、保育業界に限りませんが、言葉を選ばずに言わせていただくと年々人材不足に伴って表面化している、保育士の資質や能力の低下は楽観視できない状況になりつつあるのではないのでしょうか。日本的保育が本質的な良さを失うことなく次の世代に引き継がれ、アップデートされていくためには処遇改善はもちろんのことですが、子どもの安全を守るためにも根本的な配置基準の大きな強化が望まれます。

自由記述紹介

○保育者をはじめとする大人の子どもの対する古い固定概念(子どもは大人が指導するもの、大人の言うことをきいていけばいい、未熟な者を教え導くのが大人の役割など)を変えていかなければならないと思います。そのためには、対子どもに限らず社会全体の多様性を柔軟に受け入れられるような個々の感性のアップデートが必要です。また、園全体で子どもの権利と尊厳を学んでいこうとする姿勢、助言し合える関係性など、大人同士でもお互いの権利と尊厳が守られる職場であることが大前提になると思います。世の大人たちが『子どもは大人が教え導く存在』という概念を持たなくなれば、子どもの権利と尊厳を…と意識しなくても、ごく普通に誰もが権利と尊厳を保障される社会に近づけるような気がします。社会がそのようになれば、保育園でも、子どもも大人も権利と尊厳が守られることが普通のことになると思います。

○権利や尊厳、人権等の言葉が以前より聞かれるようになり、保育士もその言葉が頭にあるので、保育中もこれはどうなのか?と考えることが増えている。常に安全や楽しい保育を考えている中で、権利や尊厳に囚われすぎると身動きできなくなる。こどもにきちんと寄り添うことができているならば、こどもの権利も尊厳も守られていると思うし、それは今も昔も変わらないと思う。あまり頭を固くせず、こどものことを思い、大切に、一つひとつ丁寧にいかかわっていれば、自然と権利や尊厳は守られていると思う。

○この40年子どもの気持ちに寄り添うことに気を配ってきたつもりでしたが、自分の思い込みもあったのではないかと反省する気持ちもあります。個性を尊重する時代、一人一人の意見をしっかり聞いて先入観をすて、こどもたちが未来だけでなく現在も幸せと思えるように一緒に進んで行けたらとねがっています。

○保育は発達を促し、自立に向けての関わりが求められているが、保育士側のこうなってほしい、こうあるべきが強いと歪みが生まれてきてしまうとを感じる。保育士側の余裕、ゆとりなども大きく影響する。心の強さは人それぞれの中で、悲しい不適切保育のニュースも増え、ニュースになっている以外にも不適切保育は現場にあるのではと思う。指針では子どもを保育するだけでなく、保護者支援も職務に含まれ、多様な保護者に対応しなければならない。そのような中で国の未来を紡ぐ保育士のなり手が減少し、

経験値の高い保育士や心の強い保育士への負担が増大している。新人など力量差があることも踏まえた配置基準など保育業界がどのような状況に置かれているのか把握し、抜本的に見直していかないといけないと感じる。保育士自身が追い込まれるような状況下の中で子どもの権利と尊厳を守れるのだろうか？国の未来へ国がもっと投資するべきではないだろうか？

○子ども達に主体制でのびのびと好きな遊びをさせてあげたいと思い、行事ややらなくてはならない活動があるため、それが中断せざるを得ないため遊びに制限があることが難しく思っています。限られた時間のなかで、子ども達が満足いくまで遊べるよう環境準備や活動を考え、その中で子どもの気持ちに寄り添った保育を大切にしていきたいです。

○子ども一人一人に寄り添う気持ちや考えはあるが、予定していることや時間的制限があるなどは無視できないため、許容の範囲内にとらえている。そして集団生活に属している以上ある程度のルールや協調性を身に着ける努力しないと、就学に向けての準備が整わないと考える。学校に入って45分間姿勢を保ち勉強し、それが何時間も続き、同じ時間に食事をし時間内に食べ終わる。これが難しくならないよう一人でも多くスムーズな就学になるよう取り組んでいきたい。

○安全面においては、保護者からの怪我をさせて欲しくないという方がいるので、安全な保育を一番にかんがえるのは致し方ない。

○一日の大半を過ごす保育園において、子どもたちは自分の思いを十分に発揮し、のびのびと楽しく生活して欲しいと思う。それが子どもの権利であると思うし、そのために保育環境を整えるのが保育園の在り方ではないかと思う。なかなか自分の意見を言えない子には、その為の時間や気持ちに寄り添った対応をすることであったり、子ども達の「やりたい！」「やってみたい！」を可能な限り叶えてあげられるよう準備をしたりなど求められると思う。また危険から守ることが第一であるが、全てにおいて制限するのは子どもの権利に反するので、その子の気持ちに寄り添い声を掛けたり、納得するよう促し対応出来たらいいと思う。

○子どもの権利条約については、日頃考えずに接していることも、子どもの権利を保障していなかったりすることもあるのでまず私達保育教諭がその事をしっかり理解し、知って子ども達に関わることが大切だと思う。お互いに保育を確認しあったり、研修したりしながら意識をあげていく必要性を感じる。お互いの保育を遠慮なく言い合える関係性が大事だと思う。常に子どもを真ん中にした保育を心がけたい。

○一人一人が子どもの権利と尊厳に対して自覚をもって保育するように心掛けております。しかし、人材が不足していることで時間や心の余裕がなくなり、配慮できていないこともあります。人材不足の解消がまずは子どもの権利と尊厳を守るために第一優先と考えております。

○集団生活の中で、個人の権利と尊厳がどこまで可能なのか。人手不足で、安全が脅かされるのであれば、本末転倒ではないか。保育士不足を解決してからの議論。

○多様性に対応した保育をと言われながらも、無知さや、固定観念などから、無意識のうちに子どもに間違った対応をしてしまっていないかと思うことがあります。保育方針も、近年変わってきていて、今までの考え方を考える難しさを感じる時もあります。

○権利や尊厳を守るための考えや共通認識はあっても、全てにおいて配慮できないのが現状であるとする。求められる子ども達の「権利」や「尊厳」の幅は書面上と実生活では差があると感じている。全ての意向には答えられない現状もある。この子には出来るけどこの子には難しいというような発達の特長がある場合には「権利」や「尊厳」はどうしたら良いのか悩む。今の教育・保育現場では、加配の付かない配慮の必要な児が多すぎてどの現場もひっ迫している。その中で「権利」「尊厳」を中心として考えるならばもっと多角的な視点での公的な支援が必要ではないだろうか。現状では全ての職員が「子ども達

の為に良い環境や関わりを丁寧にしたい」と願っている。

○丁寧な子どもへの関わりが子どもの権利と尊厳を守ることに繋がることは理解しており、実行しなければいけないと意識しているが、幼児クラスで一人担任をしていると、日々の保育活動の中で、集団活動をしながら、個々の子どもへの見守りや援助関わりなどをすることが難しい場面もある。園全体で丁寧な保育をしていきたい。また保育士ひとり1人の人間性が丁寧な保育に反映される。自己研鑽だけでなく、園全体で定期的に保育の振り返り、具体的事例での研修実施や人材育成を行い、人間力の育成と保育の質の向上をしていきたい。

○多様な子どもや発達気になる子どもが多くなる中、安全面などを考慮した時に、子どもの気持ちに寄り添えないこともあるため、困難さを感じています。子どもの権利と尊厳を守りたい、という気持ちはどの保育者にもあるけれど、人手不足や環境面などにおいて、難しさなどと葛藤しながら保育をしているのが現状です。

まとめ アンケートで考える#子どもの権利条約の調査結果について

子どもの権利条約において、保育所における保育活動に直接関わる条文は、おもに第3条(子どもの最善利益)、第12条(意見表明権)、第31条(遊びの権利)の3つです。今回のアンケートに使用した8つのエピソードも、おもにこの3つの条文に関わる内容です。

1. 子どもの最善の利益について

私たちが使っている「保育所保育指針」は、子どもの権利条約の理念を基に作成されています。保育所保育指針は、第1章総則の最初に「保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最も心ざわしい生活の場でなければならない。」と規定しています。ここに「子どもの最善の利益」という言葉がありますが、これは「子どもの権利条約」第3条に定められており、子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しており、保護者を含むおとなの利益が優先されることへの牽制や、子どもの人権を尊重することの重要性を表しています。このことから、保育所保育指針は子どもの権利条約の基本理念に基づいて作成されていることがわかります。

2. 意見表明権について

保育所保育指針を読むと「一人一人の…」という表現がたくさん見受けられます。たとえば、第1章総則の「保育所保育に関する基本原則」の「(3)保育の方法」において、「一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。」と記載されています。ここでは、一人一人の子どもの状況を把握し、子どもを主体として捉えることが示されています。また、第2章「保育の内容」においては、「受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。」と記載されています。子どもの権利条約第12条は「意見表明権」に関する条文で、意見表明権の内容は、子どもの意見を聞くことと解釈されていますが、重要なことは、子どもに対して「受容的・応答的」に関わることです。子どもの意見を聞くことはもちろん大切ですが、子どもが

言うことをすべて実現することは不可能です。受容的・応答的な関わりとは、子どもが示している意見や要求を素早くキャッチし、すぐに答えることであり、できることはすぐに行い、できないときはその理由をきちんと伝えることが大切なのです。何もしないで放っておいたり、生半可な答えをしてはならないということです。決して、すべて子どもの言うとおりにすることではありません。「ねえねえ」と子どもが言ったらすかさず「なあーに」と答えることで、子どもは自分の存在が認められていることがわかり安心します(愛着/アタッチメント関係の形成)。

3. 遊びや休息の権利について

権利条約の第 31 条は、子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利を持っていることを規定しています。特に遊びと、休息の権利が大切で、一斉保育にならないよう配慮する必要があります。一日の保育計画を実施する際、時間に追われることはよくあります。たとえば、給食の時間が決まっているため、活動を途中でやめざるをえない場面もあると思います。アンケートからは、この点を苦慮していることがうかがえます。

4. アンケート結果から見えること

アンケート結果を見ると、子どもの権利条約に対する認識がかなり普及していることがわかります。そして子どもの健全な育成を目指して、現場では一生懸命努力している様子が伝わってきます。その一方で、保育現場における課題も見えてきます。特に権利条約が掲げる内容を丁寧に実現しようとする、保育者の配置人数の不足という困難な状況に突き当たります。ここにおいて、我が国の子育て支援政策の貧弱さが露呈していることがよくわかりました。

〈参考文献・参考サイト〉

保育所保育指針解説

日本ユニセフ協会 子どもの権利条約ポスター

(株)キャンサーズキャン 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き

全国保育士会 保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

こども家庭庁・文部科学省 「保育所等における虐待等の不適切な 保育への対応等に関する実態調査」の 調査結果について

こども家庭庁 児童虐待の防止等に関する法律

こども家庭庁 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

こども家庭庁 こどもの権利擁護スタートアップマニュアル

こども家庭庁 第 1 回 子ども・子育て支援等分科会

(公)全国私立保育連盟 コミックで発信★保育に活かす子どもの権利条約

よ 読んでみよう！ 「子どもの権利条約」 第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

<p>第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをわやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れさらされない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものために必要な情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断された子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。</p> 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



第21条【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条【難民の子ども】

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第25条【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるもの、着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



第29条【教育の目的】

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。



第30条【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



第34条【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



第35条【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。



第36条【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。



第37条【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。



第38条【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。



第40条【子どもに関する司法】

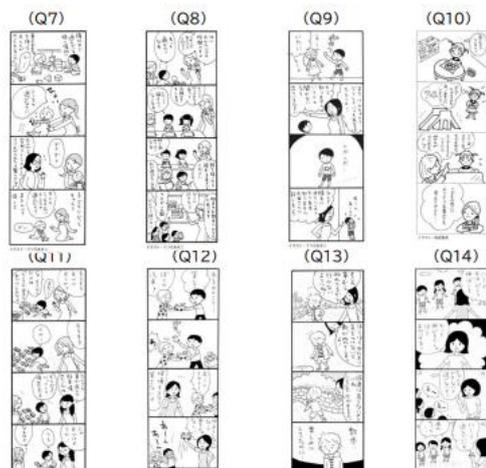
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



『アンケートで考える#子どもの権利条約』調査

【調査項目】

- Q1. あなたの所属する地域組織を教えてください。
- Q2. あなたの施設を運営する法人の法人格を教えてください。
社会福祉法人 学校法人 宗教法人 NPO 法人 株式会社
有限会社 個人 公立 一般財団法人 公益財団法人 一般社団法人
公益社団法人 医療法人 その他 分からない
- Q3. あなたの園の施設種別を教えてください。
保育所 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園
地域裁量型認定こども園 幼稚園型認定こども園 小規模保育 A
小規模保育 B その他
- Q4. あなたの所属する園の定員を教えてください。
30人未満 ～60人 ～90人 ～120人 ～150人 ～180人
181人～ わからない
- Q5. 今回のアンケート結果について、施設単位での集計を希望しますか？
希望する→Q6へ
希望しない→Q7へ
- Q6. 施設毎の集計を希望する方は①施設名、②電話番号を同じ表記で入力して下さい。
 (施設内の回答者で①と②の入力値が文字列として一致しない場合、集計出来ないことがあります)
- また担当者の方はお名前とメールアドレスを入力して下さい。
 ①施設名
 ②電話番号(半角、ハイフン無し)
 ③施設集計の結果をお知らせする担当の方のお名前
 ④メールアドレス



- Q7. 上の『積み木で…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。
- Q8. 上の『はい おかたづけ…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。
- Q9. 上の『ボカリ…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。
- Q10. 上の『おべんとう…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。
- Q11. 上の『そろそろ…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。

- Q12. 上の『ある日のこと…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。
- Q13. 上の『その草むら…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。
- Q14. 上の『ハイイ…』の事例において、保育者の立場からあなたの考えに最も近い選択肢をお選び下さい。
- <マトリクス横項目>
 [1] とても思う [2] 思う [3] どちらとも言えない [4] 思わない [5] わからない
 <マトリクス縦項目>
 ①今の職場でこのような事例を見かけることがある
 ②個人として既にこのような事例へは子どもの気持ちに寄り添った対応が出来る
 ③個人として今後このような事例では子どもの気持ちに寄り添った対応が出来る
 ④このような事例への対応が職場内で共有されている
 ⑤このような事例があった場合、相談できる人が職場内にいる
- Q15. 前問までの8つの事例で回答したあなたの考える『子どもの気持ちに寄り添った対応』を基準とした場合、あなたの職場における現状をお答えください。
 ①不十分 ②やや不十分 ③あなたの考えと同程度 ④やや上回る ⑤上回る
- Q16. 保育において子どもの権利が保障されない場合の要因として考えられるものをお選び下さい。(複数回答可)
 ①保育者の子どもの権利に対する理解不足
 ②子どもの多様性に対応する保育者の人員的配置不足
 ③保育者に対する指導やフォローの不足
 ④施設(職場)の保育理念・方針(行事等含む)の影響
 ⑤時間的な制約があるため
 ⑥安全確保を優先したため
 ⑦その他
- Q17. 子どもの権利と尊厳を守ることに関係するご意見をお聞かせ下さい。
 【自由記述・400文字以内】

(公社)全国私立保育連盟
 保育・子育て総合研究機構国際委員会および調査部による合同調査

アンケートで考える

1 子どもの定義	2 差別の禁止	3 子どもにもっともよいことを	4 国の義務	5 親の指導を尊重	6 生きる権利・育つ権利	7 名前・国籍をもつ権利
8 名前・国籍・家族関係が守られる権利	9 親と引き離されない権利	10 別々の国にいる親と会える権利	11 よその国に連れさられない権利	12 意見を表す権利	13 表現の自由	14 思想・良心・宗教の自由
15 結社・集会の自由	16 プライバシー・名誉の保護	17 適切な情報の入手	18 子どもの養育はまず親に責任	19 あらゆる暴力からの保護	20 家庭を奪われた子どもの保護	21 養子縁組
22 難民の子どもの	23 障がいのある子ども	24 健康・医療への権利	25 施設に入っている子ども	26 社会保障を受ける権利	27 生活水準の確保	28 教育を受ける権利
29 教育の目的	30 少数民族・先住民の子ども	31 休み、遊ぶ権利	32 経済的搾取・有害な労働からの保護	33 麻薬・覚せい剤などの保護	34 性的搾取からの保護	35 誘拐・売買からの保護
36 あらゆる搾取からの保護	37 拷問・死刑の禁止	38 戦争からの保護	39 被害にあった子どもの回復と社会復帰	40 子どもに関する司法	41 子どもにとってもっともよい法律	42 条約の広報
43-54 条約のしくみ						

2024年度日本保育学会
 保育学文献賞受賞

コミックで発信★
 保育に活かす
子どもの権利条約
 『保育通使』より 公益財団法人全国私立保育連盟

本調査はインターネット調査で実施し、よりスピーディーな意見回収と結果報告を行います。皆さんからの回答が保育現場の『見える化』を推す力になります。

(回答所要時間 約10分です)

調査の回答はここから

<https://questant.jp/q/kenri>

子どもの権利条約

出典:日本ユニセフ協会

#子どもの権利条約 (インターネット調査)

①2023年4月から施行された『こども基本法』、そして同年12月に閣議決定された『こども大綱』を把握し、保育現場で具現化するには、<子どもの権利条約>の理解が必要であり、その上で文字で綴られた条文と実際の保育が連動して実践されるには、常に日々の保育実践を意識した研鑽が求められます。(②へ)

②全国私立保育連盟が2022年に発刊した『コミックで発信★保育に活かす子どもの権利条約』は現職保育者のリアルかつライブな声をもとに、保育現場で<子どもの権利>をいかに考え、実践として取り組んでいきたいかをまとめたものであり、保育現場における子どもの権利条約の浸透の一助になっています。(③へ)

調査対象: 保育施設で働くすべての方
 調査期間: 令和6年8月1日～8月31日

③今回、子どもの権利条約の理解と浸透を推し進めるため、この書籍のさらなる活用を検討しました。具体的には書籍内のコミックの部分について読み手である保育者の対応や施設での取り組み状況などを浮き彫りにし、それを職場の課題として捉え、解決していく取り組みです。

書籍全体の感想や評価はネット上で口コミによって知ることができますが、コミックの事例一つ一つを丁寧に取り扱うことで子どもの権利について保育者がより身近に感じられるようなアプローチを心掛けます。

<この調査に関するお問い合わせ先> (公社)全国私立保育連盟 調査部担当 03-3865-3880

*本報告書に関するご意見、ご感想、お問い合わせ等は、
下記の全私保連調査部へお寄せお願いします。



「アンケートで考える#子どもの権利条約(インターネット調査)」報告書

令和7年2月28日編

編者 公益社団法人全国私立保育連盟

国際委員会

委員長 新島 一彦 (埼玉県・中丸保育園)

委員 宇都宮美智子 (名古屋市・中村保育園)

調査部

調査部長 川島 俊樹 (岐阜県・川島東こども園)

調査副部長 久居 麻紀子 (千葉県・音のゆりかご保育園)

調査部員 小川 幸伸 (和歌山市・のぞき保育園)

調査部員 田中 育美 (徳島県・育英認定こども園)

調査部員 桑原 静香 (長崎県・認定こども園島地シティ夜間保育園)

調査部員 津村 侑弥 (秋田県・明照保育園)

調査部担当常務 齊藤 勝 (山形県・子供の城保育園)

問合せ先 公益社団法人全国私立保育連盟

〒111-0051

東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館

TEL 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879

URL:<https://www.zenshihoren.or.jp/>

E-mail:ans@zenshihoren.or.jp